瑞宝小綬章を授ける
　鈴木　功　千葉　善昭　長谷川次男
瑞宝双光章を授ける（各通）
　小山　雅昭
瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十六日）
（新潟大学名誉教授）　味岡　洋一
瑞宝中綬章を授ける
　田中　茂一　樋口紀代志
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七年十二月二十七日）
　岡元　賢二　菊井　正　寺下　明男
瑞宝双光章を授ける（各通）（七年十二月二十八日）
　足立　豊子
瑞宝単光章を授ける（七年十二月三十一日）
　小柳　司
瑞宝単光章を授ける（一月二日）
　青木　謙次
瑞宝小綬章を授ける（七年十一月二日）
　元本邦駐箚グアテマラ共和国特命全権大使　マヌエル・エストゥアルド・ロルダン・バリジャス
旭日大綬章を贈与する（一月二十三日）

官庁報告

官庁事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく箇目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、令和８年２月２日に施行される事業の区分「振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成27年４月１日に制定した事業の区分「振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）」についての細目を令和８年２月１日限り廃止するので公示する。

令和８年２月２日

経済産業大臣　赤澤　亮正

備考　上記の細目の内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政室においても閲覧に供する。

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	五十号
㈢ 占用を制限する区域	水戸市河和田町字榎本三六五八番二から同市見川町字丹下二ノ牧二一三九番一五まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和十八年二月一日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	十七号
㈢ 占用を制限する区域	渋川市半田字沼辺一八八四番七から同市中村字十二　七〇九番四まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和十八年二月一日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	十七号
㈢ 占用を制限する区域	戸田市川岸三丁目二一六五番から同市上戸田二丁目七番二まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和十八年二月一日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	十五号
㈢ 占用を制限する区域	横浜市鶴見区市場富士見町一六七七番五から同市鶴見区鶴見中央三丁目二〇番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱